

全国一般2013春闘中央討論集会を開催

— 厳しい状況を跳ね返す闘いの体制づくりを確認 —



12月22日～23日、東京・「東京グリーンパレス」において、全国から80人が参加し、自治労全国一般評議会2013春闘中央討論集会を開催した。

冒頭、全国一般評議会を代表して、大浦議長は「日本経団連が『定期昇給を聖域化せず』・『賃下げも辞さず』といった姿勢を昨年以上に強硬に示していることなど、厳しい情勢下ではあるが、本集

会での議論や学習などを通じて、2013春闘の方針を豊富化させ、たたかう体制を強固に作りあげていこう」とあいさつ。さらに、自治労本部を代表しての澤田副委員長のあいさつに続き、自治労公共サービス民間労組評議会の石野議長から「公共民間評議会労組の賃金・労働条件はおよそ7割が自治体準拠ではあるが、すべての単組が春闘期においても要求・交渉・妥結をするべく取り組む。また、2013春闘では、全国一般評と公共民間評が協力して自治体委託業務労組の交流会を開催する方向。全国一般の皆さんとは兄弟の間柄にあると思っており、さらに連携を進めたい」と連帯のあいさつがあった。

集会では、亀崎事務局長からの「平均賃上げ要求9,000円以上(賃金カーブ維持分4,500円+格差是正分2,000円以上+生活向上(賃金改善1%)分2,500円



以上)」を柱とする2013春闘方針草案の提案と三木副議長からの2013春闘調査中間結果の報告を受けて、活発な討論が行われた。

討論では、自治体委託業務や公営事業に従事する労働者の雇用・賃金等に関する取り組みの報告と運動強化を求める意見、業種や組織体制の違いなどによる単組の闘争体制の強弱を克服するための支援・共闘体制の強化を求める意見、団体交渉に社会保険労務士などが職場慣行を無視するような形で参加してくる状況への対応強化を求める意見、などがあった。

さらに、集会2日目には、参加地方労組から、春闘における闘争体制、組織化、県本部・公共民間労組との共同行動、争議などについての取り組み報告が行われた。



また、今回の集会第1日の部では、2012年に労働者の雇用・労働条件に関わる法改正が相次いだことを踏まえて、「重要労働関係法(高年齢者雇用安定法、労働契約法、労働者派遣法)の改正と職場の取り組み」と題して、日本労働弁護団の棗一郎弁護士から講演を受け、それぞれの法律の改正の趣旨と残された課題について学習した。